



ぐんまの水環境

第 3 号

平成25年7月 発行

群馬県知事指定・浄化槽法定検査実施機関

発行 公益財団法人 群馬県環境検査事業団 電話 027-237-5111

住所 〒371-0026 群馬県前橋市大手町3-9-16 FAX 027-237-5259

合併処理浄化槽への切り替えをご検討ください

トイレの汚水だけを処理する **単独処理浄化槽** をお使いの方で、トイレの汚水と台所・お風呂・洗濯排水などを一緒に処理することができる **合併処理浄化槽** への切り替えをお考えの皆様へ、今回は、合併処理浄化槽を設置する時の補助金についての特集です。

ぜひ、この機会に合併処理浄化槽への切り替えを御検討下さい。

単独処理浄化槽は、平成13年から新規の設置が原則としてできなくなりました。

合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽をお使いのご家庭と比較して、河川へ流出する汚れの量を約1/8に減らすことができ、河川の水質改善に大きな役割を果たしています。

このため、県内の市町村では国や県の支援を受けて合併処理浄化槽の設置費用を助成する「浄化槽整備事業」を実施しています。

★「浄化槽整備事業」には、次の2種類があります。

- (1) 浄化槽設置整備事業（個人設置型）
- (2) 浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）

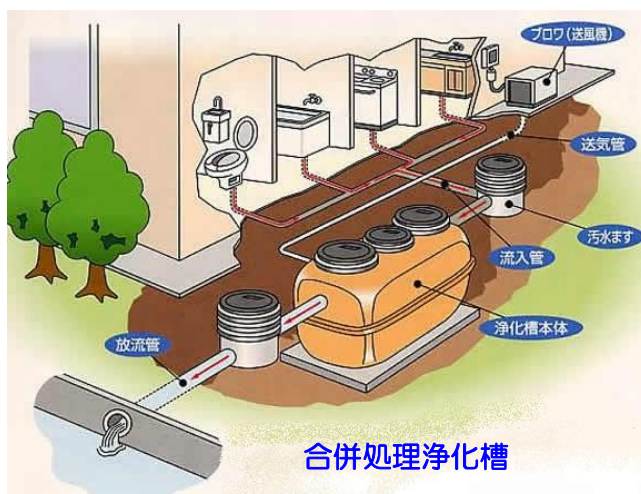


(1) 浄化槽設置整備事業（個人設置型）

合併処理浄化槽を設置する個人に対して市町村から補助金を交付する事業。

平成25年4月1日現在、次の25市町村が事業を実施しています。

前橋市・高崎市・桐生市・伊勢崎市・太田市・沼田市・館林市・渋川市・藤岡市・安中市・みどり市・榛東村・吉岡町・甘楽町・中之条町・草津町・高山村・片品村・川場村・みなかみ町・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町



補助金のイメージ

(浄化槽の本体工事費は浄化槽の大きさや工事内容によって異なります。)

浄化槽の本体工事費 (80～130万円)

個人負担
(約60%)

エコ補助金
10万円

補助金

ご注意下さい！

- ・補助対象となる地域、補助金の受付期間、補助対象となる工事（経費）の内容、新築・増改築の別、補助金額、手続き方法等はそれぞれの市町村によって異なります。
- ・エコ補助金は単独処理浄化槽や汲み取り便所からの切り替えが対象です。また、平成25年度限りの予定です。
- ・いずれも詳細は設置場所の市町村にお問い合わせ下さい。

裏面にも情報があります

(2) 浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）

市町村が公営企業として浄化槽を設置し、その後の維持管理まで行う事業。

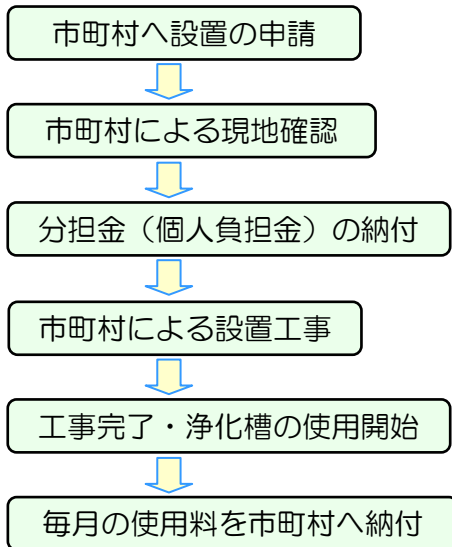
平成25年4月1日現在、次の12市町村が浄化槽の新設、切り替え等の事業を実施しています。

伊勢崎市・太田市・渋川市・藤岡市・富岡市・上野村・神流町・下仁田町・南牧村・

嬬恋村・東吾妻町・昭和村

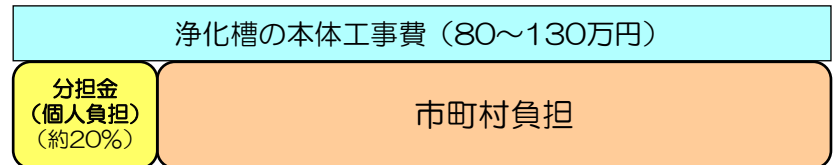
[みどり市・中之条町・長野原町・高山村はこの事業で設置した浄化槽の維持管理を行っています。今後の事業予定等は各市町村にお問い合わせ下さい。]

事業のイメージ



費用負担のイメージ

（浄化槽の本体工事費は浄化槽の大きさや工事内容等によって異なります。）



市町村設置型の特徴

- ・ 設置時の費用（個人負担金）が、個人設置型よりも少ない。
- ・ 設置後の保守点検、清掃、法定検査や消耗品の交換補充等の経費は、毎月の使用料に含まれているので、別途負担しなくてよい。
- ・ 浄化槽の設置者に義務付けられている保守点検、清掃、法定検査などはすべて市町村が対応する。

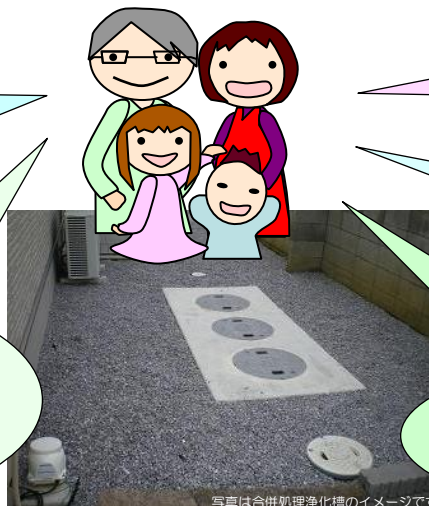
ご注意ください！

- ・ 一般的に、市町村が行う工事は浄化槽本体の工事です。浄化槽に接続する排水管やご家庭内の配管の工事、台所、風呂、トイレ等の改修工事などは個人負担となりますので各市町村にご確認下さい。
- ・ 事業実施の有無、市町村が行う工事内容、分担金の額、毎月の使用料などの詳細は設置場所の市町村にお問い合わせ下さい。

☆ 合併処理浄化槽に切り替えた方の声を聞いてきました ☆

以前は台所排水のマンホールを掃除していても側溝が汚れていたが、合併に切り替えてからは側溝がきれいになった。

（市町村設置型なので）保守点検、清掃、法定検査などは役所が業者に委託してやってくれるので安心。
（市町村設置型の場合です）



工事の時にトイレや台所が使えなくなるのが心配だったけれど、切り替えが短時間でまったく問題がなかった。

単独の時は浄化槽の臭いが気になったが、合併にしてからは臭いが気にならなくなった。

古い浄化槽の撤去にも補助金が出たのでよかった。
（単独処理浄化槽の撤去費が補助対象の市町村の場合です）

… 浄化槽についてのお問い合わせ先 …

- 浄化槽全般に関すること
 - ・ 群馬県 環境森林部 廃棄物・リサイクル課 一般廃棄物係（電話 027-226-2853）
または、お住まいの地区を管轄する環境事務所（環境森林事務所）
 - ・ 前橋市役所 西部清掃事務所（電話 027-253-1009）（補助金については水道局下水道整備課 898-3074）
 - ・ 高崎市役所 一般廃棄物対策課（電話 027-321-1253）（補助金についても同じ）
- 合併処理浄化槽へ設置替える際の補助制度に関すること 設置する地域の市役所又は町村役場
- 保守点検・清掃に関すること
 - 一般社団法人 群馬県浄化槽協会（電話 027-251-0325）
 - 一般社団法人 群馬県環境保全協会（電話 027-210-2333）
- 法定検査に関すること 公益財団法人 群馬県環境検査事業団（電話 027-237-5111）